出生地：Kismaayo, Somalia
国籍：ソマリア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：ソマリア
国連制裁委員会による指定日：2003年11月12日（2005年９月９日、2009年１月30日、４月20日、2010年10月21日及び2015年８月17日に改訂）
その他の情報：英国から移送された後、2009年４月時点でソマリアにいる。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月21日に終了した。

420. アブドゥ・アル・ワッハーブ・アブド・アル・ハーフィズ（別名：(a)ムルド・フェルジャニ（1967年９月７日にアルジェリアにて出生）(b)アブドゥルワッハーブ・アブドゥルハーフィズ（1968年10月30日にアルジェリアにて出生）(c)アブドゥル・ワッハーブ・アブドゥルハーフィズ（1968年10月30日にアルジェリアにて出生）(d)アブドゥワッハーブ・アブドゥル・ハーフィズ（1968年10月30日にアルジェリアにて出生)(e)アベドゥル・ワッハード・アブドゥルハーフィオ（1968年10月30日にアルジェリアにて出生）(f)アブドゥラッハーブ・アブドゥルハーフィズ（1968年10月30日にアルジェリア、エル・ハラーシにて出生（アルジェリア旅券番号3525282に掲載））(g)ムラド(h)サイード(i)ラバ・ディ・ロマ）
ABD AL WAHAB ABD AL HAFIZ (a.k.a.: (a)Mouloud Ferdjani, born 7 Sep. 1967 in Algeria (b)Abdelwahab Abdelhafid born 30 Oct. 1968 in Algeria (c)Abdel Wahab Abdelhafid born 30 Oct. 1968 in Algeria (d)Abdewahab Abdel Hafid, born 30 Oct. 1968 in Algeria (e)Abedel Wahad Abdelhafio, born 30 Oct. 1968 in Algeria (f)Abdelouahab Abdelhafid, born 30 Oct. 1968 in El Harrach, Algeria (appears in Algerian passport number 3525282) (g)Mourad (h)Said (i)Rabah Di Roma)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1967年９月７日
出生地：Algiers, Algeria
国籍：アルジェリア
旅券番号：アルジェリア旅券番号　3525282（アブドゥラッハーブ・アブドゥルハーフィズ（別名(f)）の名で発行）
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2004年３月17日（2004年11月26日、2005年９月９日、2007年12月21日、2010年１月25日、2011年５月16日及び2015年８月17日に改訂）
その他の情報：本人不在のままイタリアで懲役５年の判決を受ける。2005年５月19日、イタリア当局は同人の逮捕令状を発出したが、2008年３月18日に取り消した。イスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ組織（ＡＱＩＭ）(173. に指定した団体）への支援に関係している。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2009年７月30日に終了した。

473.　削除

二．次のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

695. ソフィアン・ベン・ゴウモ（別名：(a)スフィアン・ビン・クーム(b)アブー・ファーレス・アル・リビー）
SOFIANE BEN GOUMO (a.k.a.: (a)Sufyan bin Qumu (b)Abou Fares al Libi)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1959年６月26日
出生地：Derna, Libya
国籍：リビア
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：リビア
国連制裁委員会による指定日：2015年９月３日
その他の情報：アンサール・アル・シャリア・デルナ（677. に指定した団体）の指導者。

○財務省・農林水産省告示第二十三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第百十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

一の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘
七年を超え十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年七厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年三厘
七年を超え十年以下	年三厘五毛
十年を超え十二年以下	年四厘五毛
十二年を超え十四年以下	年五厘五毛
十四年を超え十六年以下	年六厘五毛
十六年を超え二十五年以下	年七厘

附　則

２１　この告示は、公布の日から施行する。

２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○国税庁告示第十三号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、清酒の製法品質表示基準を定める件（平成元年十一月国税庁告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月十八日から施行する。

平成二十七年九月十八日

国税庁長官　中原　広

第一項第七号中「（昭和28年法律第６号）」を削る。

第三項第四号中「関税法第67条に規定する輸入申告」を「関税法施行令（昭和29年政令第150号）第59条第１項に規定する輸入申告書」に改める。

第四項中「８ポイント」の次に「（日本工業規格Ｚ八三〇五（一九六二）に規定するポイントをいう。以下同じ。）」を加える。

○国税庁告示第十四号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件（平成元年十一月国税庁告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月十八日から施行する。

平成二十七年九月十八日

国税庁長官　中原　広

第二項中「６ポイント」の次に「（日本工業規格Ｚ八三〇五（一九六二）に規定するポイントをいう。以下同じ。）」を加える。